

福島県内における深夜騒音規制地域

市町村名	区域の区分	指定地域
福島市	A区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
会津若松市	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
郡山市	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	B区域	一 近隣商業地域 二 商業地域、準工業地域及び工業地域の区域（熱海町高玉字二渡の区域、熱海町熱海一丁目から熱海町熱海五丁目までの区域、日和田町高倉字寺田、字大口、字体面、字大口原、字枇杷湖、字入枇杷湖、字遠新田及び字分遠新田の区域、日和田町日和田字芳池及び字北俣の区域並びに富久山町福原字戸之内及び字北畑の区域を除く。）
いわき市	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
白河市	A区域	一 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域 二 東小丸山の区域のうち、九十五番一から九十五番三までの区域 薄葉の区域（国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南の区域に限る。） 内薄葉の区域 女石の区域（国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南で国道二百九十四号東側境界線から東へ百メートルの線以西の区域に限る。） 外薄葉の区域（国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南の区域に限る。） 葉ノ木平の区域 向寺の区域（国道二百九十四号東側境界線から東へ百メートルの線以西の区域に限る。） 弥次郎窪及び六反山の区域（国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南の区域に限る。） 鬼越の区域のうち、七十七番一から七十七番四まで、七十七番十五、七十七番十六、七十八番二から七十八番六まで、七十八番八、七十八番九、八十四番二及び八十四番五の区域 飯沢及び飯沢山の区域（国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南の区域に限る。） 金勝寺の区域のうち、国道四号南側境界線以南の区域（市道道場小路金勝寺線東側境界線から東へ二百メートルの線以東で国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以北の区域及び阿武隈川河川敷を除く。） 金勝寺東の区域 鶴巻山の区域（国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南の区域に限る。） 金子平及び金ヶ平の区域（国道二百九十四号東側境界線から東へ百メートルの線以西の区域に限る。）
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
須賀川市	A区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
喜多方市	A区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び

		第二種住居地域
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
相馬市	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
二本松市	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
田村市	A区域	<p>船引町船引の区域のうち、次に掲げる区域 字石崎、字瓜石、字和尚坦及び字扇田の区域 字上田中、字上中田及び字北元町の区域（JR磐越東線軌道用地北側境界線以北の区域に限る。） 字下川原の区域 字下中田の区域（JR磐越東線軌道用地北側境界線以北の区域に限る。） 字城ノ内の区域（国道二百八十八号南側境界線から南へ五十メートルの線以南の区域に限る。） 字砂子田及び字館柄の区域 字竹ノ内の区域（JR磐越東線軌道用地北側境界線以北の区域に限る。） 字八幡、字馬場及び字馬場川原の区域 字番匠の区域（国道二百八十八号南側境界線から南へ五十メートルの線以南の区域に限る。） 字平館及び字町七ツ坦の区域 船引町東部台一丁目、船引町東部台二丁目、船引町東部台三丁目、船引町東部台四丁目、船引町東部台五丁目及び船引町東部台六丁目の区域</p>
	B区域	<p>大越町上大越の区域のうち、次に掲げる区域 字曲田原の区域のうち、九十七番、九十八番、百十七番、百十八番の一、百十八番の二、百十九番の一、百二十番の一、百二十番の三、百二十番の四、百二十一番、百二十九番の一、百三十番、百三十一番、百四十三番、百四十四番の一、百四十四番の二、百四十四番の六、百四十五番の一、百四十五番の三、百四十六番の四及び百四十八番から百五十一番までの区域 字上川原の区域のうち、JR磐越東線軌道用地東側境界線、県道船引大越小野線西側境界線及び市道古内栗出線南側境界線によって囲まれた区域並びに五番の二、三十二番の一、四十四番の一、四十四番の三、四十四番の四、四十五番の一、四十五番の三、四十五番の四、四十六番、六十一番、六十二番の一、六十二番の二、六十三番、六十四番の一、六十四番の二、六十五番から六十七番まで、七十六番から八十一番まで、九十二番から九十五番まで、九十六番の一、九十六番の三、九十七番の一、九十八番から百二番まで、百二十番、百二十一番の一、百二十二番の一及び百二十三番から百二十七番までの区域 字求中の区域のうち、一番から七番まで、七十四番の三、七十五番、七十六番の一、七十七番から八十番まで、八十一番の二、八十二番の一、八十二番の二、八十三番から九十三番まで、九十四番の一、九十六番の一、九十六番の三から九十六番の八まで、九十七番の一、九十八番の一、九十九番から百四番まで、百五番の一、百五番の三から百五番の七まで、百六番、百七番の一、百八番、百九番、百十番の一、百十一番の一及び百十二番から百十五番までの区域 字中広土の区域のうち、十七番の一、十七番の三、六十番の一、六十番の三、六十一番の一、六十一番の二、百六番、百九番、百十番の三、二百九番の二、二百十番、二百十一番の一、二百十二番の一、二百十二番の二、二百十二番の五、二百十六番、二百十七番、二百十八番の一、二百十九番の一、二百二十番の一、二百二十一番の一及び二百二十二番の区域 字五斗蒔の区域のうち、六十三番の二、六十七番、六十八番、六十九番の一、六十九番の二、七十番の一、七十番の二、七十一</p>

		<p>番、七十三番から七十八番まで及び八十番から八十三番までの区域</p> <p>字水神宮の区域（県道船引大越小野線西側境界線及び同境界線から西へ五十メートルの線に挟まれた区域に限る。）</p> <p>字大堰、字島の越、字久保田及び字屋敷田の区域</p> <p>字白石の区域のうち、一番、二番、五番及び十五番から十九番までの区域</p> <p>字槻木の区域（J R磐越東線軌道用地西側境界線以西の区域に限る。）</p> <p>字元池、字蟹沢及び字町の区域（県道船引大越小野線西側境界線から西へ五十メートルの線以西の区域を除く。）</p> <p>字鷹待田の区域（J R磐越東線軌道用地西側境界線以西の区域に限る。）</p> <p>字薬師堂の区域のうち、市道下内白石線西側境界線以西の区域並びに百八十三番の一、百八十四番の一、百八十四番の三、百八十五番の一、百八十六番の一、百八十六番の三、百八十七番の一、百八十七番の四、百八十八番、百八十九番、百九十番から百九十三番まで、二百番から二百三番まで、二百十八番から二百二十四番まで及び二百二十七番から二百二十九番までの区域</p> <p>船引町船引の区域のうち、次に掲げる区域</p> <p>字安久津の区域</p> <p>字上田中、字上中田及び字北元町の区域（A区域に含まれる区域を除く。）</p> <p>字北町通及び字五升車の区域</p> <p>字下中田及び字城ノ内の区域（A区域に含まれる区域を除く。）</p> <p>字反田及び字館柄前の区域</p> <p>字竹ノ内の区域（A区域に含まれる区域を除く。）</p> <p>字大日坊、字中島、字西中子縄、字八升蒔、字原田及び字畑添の区域</p> <p>字番匠の区域（A区域に含まれる区域を除く。）</p> <p>字臂曲の区域</p> <p>字平館の区域（A区域に含まれる区域を除く。）</p> <p>字東中子縄、字前田、字南元町及び字南町通の区域</p>
南相馬市	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
伊達市	A区域	<p>一 第一種低層住居専用地域のうち、諏訪野一丁目、諏訪野二丁目及び諏訪野三丁目の区域</p> <p>二 第一種中高層住居専用地域のうち、上台、柳内、籠田、高田、六角、沢田及び馬場口の区域</p> <p>三 第一種住居地域のうち、長川原、川原町、諏訪前、菅田、新町、姥川、屋敷間、田町、鍛冶屋川、下志和田、中志和田、久根妻、南堀、本町、長岡、右城、片町、広前、梨子木町、前川原、原島、館ノ内、北後、中畑、北畑、岡前、馬場口、鶴田、根岸、高田、根田、六角、沢田、細谷、沓形及び干供田の区域</p>
	B区域	<p>一 近隣商業地域のうち、片町、本町、右城及び長岡の区域</p> <p>二 準工業地域のうち、根田、細谷、沓形、干供田、鶴巻、扇田、中道、一本木、原島、岡前、前川原、中畑、右城、広前、宮前、坂ノ上、鍛冶屋川、坂ノ下、姥ヶ懐、姥川及び川原町の区域</p> <p>三 工業地域のうち、沓形、干供田、館ノ内、根岸、久根妻、中志和田、姥ヶ懐、坂ノ下、鍛冶屋川、坂ノ上、梨子木町、宮前、広前、前川原、原島、一本木、岡沼、水抜、雪車町、川原田、一本杉、塚畑及び荒町の区域</p>
本宮市	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
伊達郡川俣町	A区域	字赤坂、字宮ノ入、字宮ノ脇、字宮前、字宮町、字天神入、字樋ノ口、字五百田、字段ノ腰、字八反田、字竹ノ内、字寺前、字石川、字道場、字七窪、字壁沢、字西戸ノ内、字中島、字館、字大内、字

		<p>寺久保、字大清水、字後庵、字道内及び字川原田の区域 字後田及び字根本の区域（町道後田線南側境界線以南の区域に限る。） 字賤田、字大作、字小作、字橋本、字仲ノ内、字仁井町、字上桜、字館ノ腰、字新宮及び字池ノ入の区域 大字鶴沢の区域のうち、字鍛冶内、字下中島、字油田、字笛田、字細越、字京田、字川端及び字八反田の区域 大字小神字長戸の区域 大字飯坂の区域のうち、字諏訪山、字合ノ内、字壁沢、字前壁沢、字芹ヶ沢、字目倉沢、字西光寺、字諏訪、字下中居、字古中道、字八反田、字米子田、字中道、字的板田、字岩垣、字芋ヶ作、字東大清水及び字清水の区域</p>
	B区域	<p>字日和田、字新中町、字鉄砲町、字瓦町、字中丁及び字本町の区域 字後田及び字根本の区域（A区域に含まれる区域を除く。）</p>
岩瀬郡 鏡石町	A区域	<p>第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域</p>
	B区域	<p>近隣商業地域、準工業地域及び工業地域</p>
河沼郡 会津坂下町	A区域	<p>第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域</p>
	B区域	<p>近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域</p>
西白河郡 西郷村	A区域	<p>第一種住居地域及び第二種住居地域</p>
	B区域	<p>都市計画区域（A区域に含まれる区域及び農林水産省福島種畜牧場用地を除く。）</p>
西白河郡 泉崎村	A区域	<p>大字太田川の区域のうち、次に掲げる区域 字居平及び字岩崎の区域 字岩崎前の区域（十六番の一から十六番の五までの区域に限る。） 字小林、字岩崎、字戸ノ内、字中野森、字二ツ堂、字平次及び字前谷地の区域 大字踏瀬の区域のうち、字後原、字大山、字東町尻、字踏瀬及び字町頭の区域 大字泉崎の区域のうち、次に掲げる区域 字一枚橋の区域（県道泉崎浅川線北側境界線以北の区域に限る。） 字梅木平、字川畑、字小林及び字小林山の区域 字次部田の区域（一番及び二番の区域に限る。） 字下根岸、字高屋、字高屋原、字寺前山、字天王山、字富久保山、字根岸、字根岸前、字古宿、字豆田、字都橋及び字桎内の区域 字桎内裏山の区域（一番、二番、四番の一、六番、十番の一、十番の二、十番の四、十七番の一、十八番、十九番、二十六番、二十七番の一、二十七番の二、三十四番の一、三十四番の四及び三十五番の二の区域に限る。） 字八ヶ代の区域（一番の一、一番の二、二番の一、二番の三、三番、四番の一、四番の二、四番の九、五番の一、五番の二、六番の一、七番の二、七番の五及び九番の区域に限る。） 字山ヶ入、字山ヶ入山、字四ツ塚、字寄井、字寄井前及び字行屋の区域 大字関和久の区域のうち、次に掲げる区域 字愛宕町、字漆久保、字片二内及び字上町の区域 字烏川の区域（三十六番の一、三十六番の二、三十八番の三、三十九番の一、三十九番の二及び三十九番の五の区域に限る。） 字木ノ内山の区域（七番の二十三から七番の三十一までの区域に限る。）及び字烏川の区域（三十六番の一、三十六番の二、三十八番の三、三十九番の一、三十九番の二及び三十九番の五の区域に限る。） 字上野館の区域（百七十六番の六、百七十七番の一、百七十八番の一、百七十八番の二、百七十九番の三、百八十番、百八十一番の一、百八十二番の一、百八十二番の三、二百番から二百三番</p>

		<p>まで、二百四番の一、二百五番の一、二百六番の一、二百七番の一、二百八番の一、二百九番の一、二百十番の三、二百十一番の三、二百十二番の六、二百十四番の一、二百十四番の二、二百三十二番の一、二百三十三番の一、二百三十四番の三、二百三十五番の一、二百三十五番の二、二百三十六番の一、二百三十七番の一、二百三十七番の五、二百四十七番、二百四十八番の一、二百四十九番の一、二百四十九番の五、二百四十九番の六、二百五十五番の三、二百九十五番の一、二百九十五番の三、二百九十五番の四、二百九十六番の一の区域に限る。)</p> <p>字下町、字下原、字十郎兵衛、字関和神社、字瀬知房、字瀬知房後及び字富内の区域</p> <p>字中宿の区域 (県道泉崎浅川線西側境界線以西で県道母畑白河線北側境界線以北の区域に限る。)</p> <p>字西太郎峯、字庭渡神社、字古寺、字八雲神社及び字雷神山の区域</p> <p>大字北平山の区域のうち、次に掲げる区域</p> <p>字観音山、字行方地及び字庚申山の区域</p> <p>字越田の区域 (一番の一及び一番の二並びに二番の一から二番の三までの区域に限る。)</p> <p>字下ノ前、字新田、字新田東山、字高堀下、字高柳、字滝田下、字竹ノ内、字太郎峯、字寺後、字堂ノ上及び字堂ノ下の区域</p> <p>字中島の区域 (六番、九番、十番、三十八番から四十四番まで、四十五番の一、四十五番の三、四十六番の一、四十六番の二、四十七番、四十八番の一、四十八番の二、四十九番、五十番、七十九番の一、八十番の一、八十一番の一、八十四番、八十五番の一、八十六番の一、八十七番の一、八十八番の一、八十九番の一、九十番の一、九十一番、九十二番、九十三番の一、百二十一番から百二十三番まで、百二十九番の一、百三十番の三、百三十一番の三、百三十二番の三、百三十三番の一、百三十四番の一、百三十五番の一、百三十六番の三、百三十七番の一、百三十八番の一及び百三十九番の一の区域に限る。)</p> <p>字ネキ内、字古内、字古寺、字前屋敷、字前山、字道下前、字ミト内及び字山寺の区域</p>
	B区域	<p>大字太田川字上丁の区域 (東北縦貫自動車道東側境界線以東の区域に限る。)</p> <p>大字踏瀬の区域のうち、字赤沢山の区域 (四番の七から四番の九まで及び四番の二十五の区域に限る。)並びに字堂ノ入、字町浦、字町尻及び字三ツ屋前の区域</p> <p>大字泉崎の区域のうち、字新宿、字雷、字神田、字組田、字下宿、字竹ノ内、字館、字寺前、字外ノ内、字中ノ内、字八丸、字八斗蒔、字東、字向宿、字谷地久保及び字柳町の区域</p>
西白河郡 矢吹町	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
石川郡 玉川村	A区域	<p>大字中の区域のうち、字高畔、字後、字屋敷前及び字向の区域並びに字道上の区域 (村道中一七号線以南の区域に限る。)</p> <p>大字小高の区域のうち、字中村前、字向久保、字西屋敷、字東耕地及び字御城の区域並びに字六斗蒔、字稲荷畷、字中畷及び字南畷の区域 (国道百十八号東側境界線以東の区域に限る。)</p> <p>大字蒜生字羽根石の区域 (国道百十八号東側境界線以東の区域に限る。)</p>
石川郡 石川町	A区域	<p>一 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域</p> <p>二 字立ヶ岡の区域</p>
	B区域	<p>一 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域</p> <p>二 字白石及び字猫啼の区域</p> <p>大字母畑字樋田の区域</p> <p>大字湯郷渡字米子平の区域</p>
石川郡 平田村	A区域	<p>大字小平の区域のうち、字嚮及び字入山の区域</p> <p>大字上蓬田の区域のうち、字古寺及び字切山の区域</p>

	B 区域	<p>大字小平字滝坂の区域（平田川右岸の区域に限る。）</p> <p>大字上蓬田の区域のうち、字石花、字通目木、字大隈、字山田、字清水内、字揚土、字館ノ前、字上檜鼻、字下檜鼻、字大石、字上宿、字新屋敷、字銭神、字銭神前、字遅沢、字向館、字三斗蒔及び字橋本の区域</p> <p>大字北方の区域のうち、字後川、字蛇石、字橋本及び字逆水の区域</p>
石川郡 浅川町	A 区域	<p>大字浅川の区域のうち、字大明塚の区域（町道本町背戸谷地線南側境界線以南の区域及び町道大明塚背戸谷地線西側境界線以西の区域を除く。）、字背戸谷地の区域（町道山敷田背戸谷地線東側境界線以東の区域及び町道本町背戸谷地線南側境界線以南の区域を除く。）並びに字荒町西裏、字古語宮及び字月斎陣場の区域</p> <p>大字東大畑字裏門の区域</p>
	B 区域	<p>大字浅川の区域のうち、字大明塚の区域（町道本町背戸谷地線南側境界線以南で町道大明塚背戸谷地線西側境界線以西の区域に限る。）、字背戸谷地の区域（町道山敷田背戸谷地線東側境界線以東で町道本町背戸谷地線南側境界線以南の区域に限る。）並びに字荒町、字本町及び字本町西裏の区域</p> <p>大字東大畑の区域のうち、字大名大塚及び字新町の区域</p>
田村郡 三春町	A 区域	<p>字会下谷、字桜谷、字小金滝、字御免町、字尼ヶ谷、字馬場、字丈六、字雁木田、字鶴蒔田、字一本松、字沼之倉、字大久保、字日向町、字北向町、字待合畑、字小浜海道、字松橋、字六斗蒔、字四反田、字深田和、字六升蒔、字樋ノ口、字燕清水、字仁井町、字清水畑、字清水、字師範場、字八十内、字大平、字小滝、字栗林、字永作、字弓町、字四軒丁、字化粧坂、字番組頭、字番組、字恵下越及び字赤坂の区域</p> <p>字荒町、字洪池及び字新町の区域（県道飯野三春栃本線両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域を除く。）</p> <p>字北町、字亀井及び字烏帽子石の区域（国道二百八十八号両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域を除く。）</p> <p>八島台一丁目及び八島台四丁目から八島台八丁目までの区域</p> <p>担橋一丁目及び担橋二丁目の区域</p> <p>桜ヶ丘一丁目から桜ヶ丘四丁目までの区域</p> <p>字山崎の区域（一番地の一、一番地の五及び十一番地の区域を除く。）</p> <p>大字平沢の区域のうち、字田畑、字河原、字向作田、字水無、字栄町及び字担橋の区域</p> <p>大字熊耳の区域のうち、字烏帽子石、字下荒井及び字上荒井の区域（国道二百八十八号両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域を除く。）</p> <p>大字山田の区域のうち、字山田、字栃久保、字堀之内、字新屋敷、字ヒヂ内、字深田、字カブキ、字柳ヶ作、字仏方、字取上、字寺作、字弁当田、字菖蒲作、字宮田、字五合田、字福田、字松ヶ作、字走り折、字クルミヤツ及び字明夫作の区域並びに字南、字福内、字大久保、字戸之内、字竹之内、字下田、字越井戸及び字滝田の区域（国道二百八十八号線両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域を除く。）</p> <p>大字上舞木の区域のうち、字明部作、字大谷ツ及び字福内の区域並びに字向田、字戸ノ内及び字宮ノ前の区域（国道二百八十八号両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域を除く。）</p> <p>大字下舞木の区域のうち、字折ノ内、字上ノ内、字岩本、字追越、字一本木、字北山、字西ノ内、字石田、字蛇田、字石花、字石崎及び字虫内の区域並びに字正神平及び字間明田の区域（国道二百八十八号両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域を除く。）</p>
	B 区域	<p>字大町、字南町、字中町、字八幡町、字天王前、字天王下及び字山中の区域</p> <p>字山崎の区域のうち、一番地の一、一番地の五及び十一番地の区域</p>

		<p>字荒町、字洪池及び字新町の区域（県道飯野三春栃本線両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域に限る。）</p> <p>字北町、字亀井及び字烏帽子石の区域（国道二百八十八号両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域に限る。）</p> <p>八島台二丁目及び八島台三丁目の区域</p> <p>大字熊耳の区域のうち、字烏帽子石、字下荒井及び字上荒井の区域（国道二百八十八号両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域に限る。）並びに字大平の区域</p> <p>大字山田の区域のうち、字南、字福内、字大久保、字戸之内、字竹之内、字下田、字越井戸及び字滝田の区域（国道二百八十八号両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域に限る。）</p> <p>大字上舞木の区域のうち、字向田、字戸ノ内及び字宮ノ前の区域（国道二百八十八号両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域に限る。）</p> <p>大字下舞木の区域のうち、字正神平及び字間明田の区域（国道二百八十八号両側境界線からそれぞれ外側へ三十メートルの線に挟まれた区域に限る。）並びに字四合田の区域</p>
田村郡 小野町	A 区域	<p>大字小野新町の区域のうち、字館廻、字七生根、字槻木内、字反町、字前久保、字万景、字万景上及び字光明院の区域、字寺下の区域（県道小野田母神線南側境界線、町道寺下線東側境界線及び町道宿ノ後線北側境界線によって囲まれた区域に限る。）、字丹後坂の区域（県道船引大越小野線北側境界線と町道槻木内大倉線に挟まれた区域に限る。）、字団子田の区域（県道小野四倉線西側境界線以西の区域に限る。）並びに字東馬番の区域（町道団子田線西側境界線以西の区域に限る。）</p> <p>大字谷津作の区域のうち、字安橋の区域、字鬼石の区域（町道平館下都線西側境界線以西の区域に限る。）、字小治郎の区域（四十九番、五十番、七十四番の一から七十四番の三まで、七十五番の二、七十五番の三、七十八番、八十番、八十一番、八十二番の一、八十二番の二、八十三番、八十三番のロ、八十三番の二、百十五番、百十六番、百十七番の一、百十七番の二、百十八番、百三十七番の一、百三十七番の二及び百三十八番の区域に限る。）、字馬場の区域（農道馬場谷津線東側境界線以東の区域に限る。）及び字和久の区域（町道小野赤沼谷津作線東側境界線以東の区域に限る。）</p> <p>大字小野赤沼の区域のうち、字鳥井平の区域及び字入木前の区域（町道小野赤沼谷津作線東側境界線以東の区域に限る。）</p>
	B 区域	<p>大字小野新町の区域のうち、字本町、字宿ノ後、字横町、字殿町、字仲町、字荒町、字門番及び字中通の区域並びに字品ノ木の区域（農道小白井線南側境界線以南の区域に限る。）</p> <p>大字谷津作字平館の区域</p>
双葉郡 富岡町	A 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	B 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域